

●香川県監査委員公表第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成21年8月28日

香川県監査委員 宮本 欣貞  
同 都村 尚志  
同 鍋嶋 明人  
同 仲山 省三

- 1 監査対象部局 病院局
- 2 監査対象年度 平成20年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
丸亀病院	平成21年7月17日
白鳥病院	”
がん検診センター	”
津田診療所	”
中央病院	平成21年7月21日
県立病院課	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

① 手当の支給について

ア 超過勤務手当について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（中央病院）

イ 有害物等の取扱に係る特殊勤務手当について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（中央病院）

ウ 通勤手当について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（丸亀病院）

② 旅費等について

ア 県外旅行命令簿について、請求印が押印されていなかった。（中央病院）

イ 依頼旅費について、支給額に誤りがあるので、正当額との差額分を返納させる必要がある。（津田診療所）

③ 物品、財産について

ア 郵便切手類受払簿について、切手の受払いがその都度、登記されておらず、また、企業出納員の押印がされていなかった。（中央病院）

イ 小口現金について、管理が十分でないものがあつた。（中央病院）

ウ 預り金整理簿について、記帳及び整理が十分でなかった。(中央病院)

エ 資金前渡を受けた研修参加資料代について、前渡金精算書及び物品購入調書を作成していないものがあった。(丸亀病院)

④ 未収金、収入について

ア 行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、徴収漏れのものがあった。(中央病院)

イ 医業未収金の延納(分納)誓約書について、医療費及び支払計画欄が空欄のままになっているものがあるので、延納(分納)誓約書の記載について滞納者への指導を徹底する必要がある。(中央病院)

ウ 行政財産の目的外使用に伴う管理諸経費について、算定金額が正確でないものがあった。(津田診療所)

(3) 検討指示事項

該当事項なし